

宇部フロンティア大学短期大学部学則

昭和 34 年 9 月 30 日 制 定
令和 2 年 4 月 1 日 改 正

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。

- 2 保育学科は、保育と福祉、教育の視点から人々の健全な成長・発達に貢献できる人材の育成を目的とする。
- 3 食物栄養学科は、栄養と食の視点から人々の健康の保持・増進に貢献できる人材の育成を目的とする。

(自己点検評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条第 2 項の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 3 条 本学に次の学科を置き、学生の定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
保育学科	80	160
食物栄養学科	50	100
計	130	260

- 2 食物栄養学科における栄養士養成課程の学級数は、1 学年あたり 2 学級とする。

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、2 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として本学に修学していた者が入学した場合には、単位数等に応じて、1 年以内の範囲で相当期間を修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第 5 条 本学の在学期間は、4 年を超えることはできない。

- 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学を希望する者があるときは、学長が在学を認めることができる。

第 3 章 教育課程

(教育課程)

第 6 条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

(授業科目及び単位)

第 7 条 本学の授業科目は、教養教育科目、専門教育科目とする。

- 2 各授業科目及びその単位数は、別表による。

(単位算定の基準)

第 8 条 授業科目の履修は、単位制による。

- 2 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の成果を評価して単位を授与する授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を別に定める。

第 4 章 卒業の要件等

(卒業の要件)

第 9 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、別表に定めるところにより、保育学科は、教養教育科目から 15 単位以上、専門教育科目から 47 単位以上、合計 62 単位以上を、食物栄養学科は、教養教育科目から 13 単

位以上、専門教育科目から 49 単位以上、合計 62 単位以上を修得しなければならない。

(単位互換制度に伴う他の短期大学又は大学における授業科目の履修等の単位認定)

第 10 条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は当該大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、学長が 30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなして認定することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

4 前 3 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定)

第 11 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長が単位を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 前 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 12 条 学生が本学に入学する前に、短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）において既に修得した単位については、編入学・転入学者等の場合を除き、教育上有益と認めるときは、学長が 30 単位を超えない範囲で本学で履修し修得したものとして認定することができる。

2 学生が本学に入学する前に行った第 11 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長が 30 単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

3 第 10 条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは 45 単位を超えないものとする。

4 前 2 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 章 免許状、免許証及び資格等の取得

(教育職員免許状)

第 13 条 保育学科において、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第 9 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(免許証及び資格等)

第 14 条 栄養士免許証並びに保育士、社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、第 9 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ下記法令等に定められた科目及び単位を修得しなければならない。

一 食物栄養学科において栄養士免許証を得ようとする者は、栄養士法、同法施行令及び同法施行規則に規定する科目及び単位

二 保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める科目及び単位

三 保育学科において社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法により本学の定める科目及び単位

第 6 章 学修の評価及び課程修了の認定

(履修登録)

第 15 条 学生は、所定の時期に各自履修の授業科目を定めて登録しなければならない。

(修了の認定)

第 16 条 授業科目修了の認定は、試験による。試験は、学年末又は学期末の適当な時期に行う。

(成績評価)

第 17 条 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(単位の授与)

第 18 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の成果を評価して単位を授与する授業科目については、これらの成果を考慮して、合格と認める者には、所定の単位を与える。

3 前 2 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第 19 条 本学に 2 年以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は年度末とする。ただし、前期をもって第 1 項の卒業の要件を充足したときは、前期末で卒業とする。

(学位の授与)

第 20 条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が短期大学士の学位を授与する。

第 7 章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第 21 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期及び授業期間)

第 22 条 学年を分けて、前学期及び後学期とし、原則として次の期間とする。

前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
(休業日)

第23条 休業日（授業を行わない日）は次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 夏季休業 8月1日から9月21日まで
- 四 冬季休業 12月23日から翌年1月8日まで
- 五 春季休業 3月21日から3月31日まで

2 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

3 必要がある場合は、学長は第1項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業その他を課することがある。

第8章 入学、編入学、転入学、再入学、退学、休学、復学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第25条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 七 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第26条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

(編入学・転入学)

第28条 本学に編入学・転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相當年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第29条 本学を退学した者が、同一の学科に再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(入学の手続き及び入学許可)

第30条 第27条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 前2項の規定は、編入学・転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(転入学者等の単位の認定)

第31条 第28条及び第29条の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに修業年限については、学長が決定する。

2 本学を卒業した後、新たに本学に入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、前項を準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、退学願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事由により、2カ月以上修学することのできない者で休学しようとする者は、休学願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずる

ことができる。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了したとき又は休学期間にその事由が消滅した場合で復学しようとするときは復学願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(留学)

第36条 外国の中短期大学又は大学で学修することを志願する学生は、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第4条に定める修業年限に算入することができる。

3 国際交換留学生として留学を志願する者について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

一 第5条に定める在学期間を超えた者

二 第34条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

三 授業料その他規定の校納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 死亡又は長期にわたり行方不明の者

第9章 校納金

(校納金)

第38条 校納金の種類及び納付期を次のとおり定める。

一 入学検定料 入学志願の際

二 入学料 入学許可の際

三 授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費 前期及び後期の始め

四 特別課程履修費 別表による

2 校納金の金額は別表による。

3 本学に入学した者が、再度入学を志願するときは入学検定料を、入学者については入学料を免除する。

4 本学を設置する学校法人香川学園が設置する高等学校からの受験者及び入学者については、入学検定料及び入学料を免除する。

5 特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。

(既納の校納金)

第39条 既納の校納金は、返還しない。ただし、入学を許可された者で、入学辞退を申し出た者については、入学検定料及び入学料を除く既納の校納金を返還する。

(休学中及び退学時の校納金)

第40条 休学を許可された者については、休学期間中の校納金は徴収しない。ただし、休学が学期の途中から始まる場合は、休学した月の翌月から、復学した月の前月までの校納金を免除する。

2 学期の途中に退学を許可された者については、許可された退学日の属する月までの校納金を月割で徴収する。

(校納金の減免)

第41条 特別の事情がある学生に対しては、その事情により授業料等校納金を減免することがある。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第42条 科目等履修生として、本学の授業科目の履修を希望する者については、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 科目履修料は、別表による。

3 演習科目及び実験実習科目の履修については、必要に応じて、別途実費を徴収する。

4 科目等履修生には、試験の上、単位を授与することができる。

5 科目等履修生への単位授与については、第8条、第16条及び第17条を準用する。

6 科目等履修生について、その他必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生及び国際交換留学生

(外国人留学生)

第43条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(国際交換留学生)

第44条 外国の短期大学又は大学と締結した協定又は交流計画によって、本学において教育を受けることを志願する学生があるときは、教授会の議を経て、学長が国際交換留学生として入学を許可する。

2 国際交換留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 受託研修員

(受託研修員)

第45条 本学に受託研修員の制度を置く。

2 受託研修員について必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第46条 本学は、隨時に公開講座を設け、学生並びに地域住民の学習及び研究に資するものとする。

第14章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者に対する表彰は、表彰規程に基づき学長が行う。

(懲戒)

第48条 本学の学則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者に対する懲戒は、懲戒規程に基づき学長が行う。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。懲戒の処分の手続きは別に定める。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第15章 職員組織

(職員組織)

第49条 本学に次の職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般について決定権を有する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる。

第16章 大学評議会

(大学評議会)

第50条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会の組織及び議事運営に関する規程は、別に定める。

第17章 教授会

(教授会)

第51条 本学に教授会を置く。

2 教授会の組織及び議事運営に関する規程は、別に定める。

第18章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第19章 附属施設

(附属地域連携センター)

第53条 本学に附属地域連携センターを置く。

2 附属地域連携センターに関する規程は、別に定める。

(附属国際交流センター)

第54条 本学に附属国際交流センターを置く。

2 附属国際交流センターに関する規程は、別に定める。

第20章 学寮及び福利厚生施設

(学寮)

第 55 条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

(福利厚生施設)

第 56 条 本学に保健室、生活相談所等学生の福利厚生に関する施設を置く。

2 保健室の運営に関し必要な事項のあるときは、別に定める。

(学生会館)

第 57 条 本学に学生会館を置く。

2 学生会館に関する規程は、別に定める。

第 21 章 改廃

(改廃)

第 58 条 学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

2 宇部短期大学学則（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 項第 1 号、第 6 条第 2 項第 7 号及び第 8 条第 2 号については、昭和 62 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条、第 3 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 4 号、同条第 5 号については、昭和 63 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 1 項、第 8 条第 5 号については、平成元年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 46 条第 1 項及び第 50 条については、平成 2 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 1 項については、平成 3 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項については、平成 4 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 6 条第 2 項については、平成 5 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 6 条第 2 項については、平成 6 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 6 条第 2 項については、平成 7 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 37 条第 1 項及び第 45 条第 1 項については、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

2. 第 13 条第 9 号は、平成 8 年度入学生から適用し、同条第 10 号について保育学科は、平成 8 年度入学生から適用する。

3. 第 13 条第 8 号は、情報計数学科平成 7 年度入学生に準用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 37 条第 1 項及び第 45 条第 1 項については、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条、第 6 条及び第 8 条については、平成 9 年度入学生から適用するものとする。

附 則

1. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 37 条第 1 項及び第 45 条第 1 項については、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条、第 6 条、第 12 条第 2 項及び第 13 条については、平成 10 年度入学生から適用するものとする。

附 則

1. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 37 条第 1 項及び第 45 条第 1 項については、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

2. 第 45 条第 2 項については、平成 10 年 11 月 1 日から施行し、平成 11 年度入学生から適用するものとする。

3. 第 6 条第 2 項については、平成 11 年度入学生から適用するものとする。

附 則

1. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 38 条第 1 項及び第 46 条第 1 項及び第 2 項については、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

2. 第 3 条、第 7 条、第 9 条、第 13 条及び第 14 条については、平成 12 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 38 条第 3 項については、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 38 条第 2 項については、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

2. 第 40 条については、平成 15 年度在籍学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条、第 7 条第 2 項、第 9 条、第 14 条第 3 号、同条第 4 号、第 28 条第 2 項及び第 38 条については、平成 16 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 19 条第 1 項、第 20 条は平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

2. 第 3 条、第 7 条第 2 項については、平成 18 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条、第 7 条第 2 項、第 9 条、第 14 条、第 28 条及び第 38 条については、平成 19 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条、第 7 条第 2 項及び第 38 条については、平成 20 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条、第 7 条第 2 項については、平成 23 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第7条第2項については、平成24年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第9条については、平成27年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第17条については、平成29年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度入学生から適用するものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。